

令和 6 年 1 2 月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和 6 年 1 2 月 2 3 日開催

会 議 録

開催日時		令和6年12月23日（月）		午後7時00分 開会	
				午後7時59分 閉会	
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室			
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 野崎 幸宏、 教育長職務代理者 伊東 義晃、委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉、委 員 坂田 葉子			
	事 務 局	説明員 学校教育部長 坂本 考生 学校教育部次長 中瀬 恭子 教職員課長 山下 聡司 学校保健課長 佐瀬 英行 学校教育部主幹 工藤 秀敏 教育政策課主幹 矢野 敬 説明員 社会教育部長 佐藤 弘康 社会教育部次長 主藤 肇 公民館事業課長 松里 秀一			
	事 務 局 職 員	事務局 教育政策課長補佐 佐々木孝二郎 教育政策課主査 朝倉 裕幸			
傍 聴 者		0 人			
公開・非公開の別		非公開			
会 議 次 第		1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和7年度教育行政方針の策定方針について ・議案第2号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 （1） 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について （2） 令和6年度のいじめの認知件数等について （3） 旭川市学校給食費の改定について （4） いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針（案）について 6 その他 7 閉会			

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	《 開 会 》 ただいまから、令和6年12月定例教育委員会会議を開会いたします。 《会議録署名委員》	
教 育 長	本日の会議録署名委員は、近藤委員、坂田委員を指名します。 《 前回会議録 》	
教 育 長	会議録ですが、令和6年8月第1回臨時会、第2回臨時会、8月定例会、8月第3回臨時会、9月定例会、10月定例会及び11月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、令和6年8月第1回臨時会、第2回臨時会、8月定例会、8月第3回臨時会、9月定例会、10月定例会及び11月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。	
教 育 長	《 審議事項 》 それでは、審議事項に入ります。 お手元に配付されております令和6年12月定例教育委員会会議議案等の公開及び会議録記載方法の取扱い一覧をご覧ください。議案第1号及び議案第2号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項（2）から追加議案の報告事項（4）までは、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号及び議案第2号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項（2）から追加議案の報告事項（4）までは、秘密会といたします。 また、報告第1号から報告第3号までは、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第1号から報告第3号までは、会議録には概要を記載することといたします。	

教 育 長 学 校 教 育 部 長	《 報 告 事 項 》 それでは、報告事項に入ります。 報告事項（１）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	令和６年１０月２３日に開催されました子育て文教常任委員会において、無所属の横山委員から、「旭川市立小・中学校適正配置計画（素案）」に対する意見提出手続の実施について、質疑がありました。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（１）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。
教 育 長 各 委 員 事 務 局	《 そ の 他 》 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。
教 育 長 教 育 政 策 課 主 幹	《 秘 密 会 》 ここからは、秘密会といたします。 議案第１号「令和７年度教育行政方針の策定方針について」、説明願います。 令和７年度教育行政方針の基本的な考え方については、令和７年度の教育行政執行に当たっての所信や、教育の現状と課題認識を示し、その上で旭川市の教育をどのように行うかという意思を表すこととしております。 基本方針については、昨年度同様に、旭川市教育大綱（改訂版）の基本方針でもある「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」にしたいと考えております。 重点的な取組については、学校教育においては、第２期旭川市学校教育基本計画の３つの基本目標を重点的な取組とし、社会教育においては、旭川市社会教育基本計画の５つの基本目標を重点的な取組とし、それぞれ令和７年度に特に推進する事業を記載したいと考えております。 その他については、市政方針と内容が重複しないよう、市役所の政策調整課と協議することを記載しています。 次に、令和７年度教育行政方針の策定に当たっては、行政方針の骨子を作成するために、教育の現状について、教育の動向や本市の教育、社会情勢・今日的な教育課題、議会で質問があった項目の視点から整理するとともに、それらを踏まえて課題認識を示しております。 次に、令和７年度教育行政方針骨子（案）については、教育の現状や課題認識のほか、次年度の予算、市長公約との関連などを踏まえ、現時点での学校教育部及び社会教育部の重点的な取組や事業を構造的に示したものであります。今後はこれらを踏まえて、教育行政方針の具体的な策定に当たって

教 各 教 各 教	育 委 育 委 育	長 員 長 員 長	まいります。 次に、令和 7 年度教育行政方針の策定日程（案）については、今後、骨子案を基に、教育行政方針（案）を作成し、教育委員の皆様には、1 月中旬に教育行政方針（案）を配付する予定です。 その後、1 月下旬に教育委員会協議会で協議いただくとともに、2 月上旬まで教育委員の皆様から御意見をいただく予定です。 そして、2 月の定例教育委員会会議において、教育行政方針の最終案について御審議をいただき、2 月下旬の旭川市議会第 1 回定例会の本会議での教育行政方針演説につなげていきたいと考えております。 教育行政方針の策定までに、教育委員の皆様の御意見をいただく機会が、何度かございますが、会議以外でも必要に応じて御意見をいただければと考えております。
			本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第 1 号「令和 7 年度教育行政方針の策定方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
			異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第 1 号については、原案どおり決定します。
			次に、議案第 2 号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」説明願います。
教 各 教 各 教	育 委 育 委 育	長 員 長 員 長	令和 7 年 3 月末の旭川市立嵐山小中学校の閉校に伴い、同校に設置されている江丹別公民館嵐山分館を廃止するため、旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、旭川市議会令和 7 年第 1 回定例会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものです。 なお、嵐山地域のお住まいの方には、廃止の経緯や、分館事業は江丹別公民館が引き続き実施することなど、対応について書面でお知らせし、質問や意見等を聴取する期間を設けましたが特に意見等はありませんでした。
			本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第 2 号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
			ありません。 「異議なし。」と認め、議案第 2 号については、原案どおり決定します。
			<報告第 1 号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和 6 年 1 1 月 1 4 日から同月 1 6 日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
教 各 教 各 教	育 委 育 委 育	長 員 長 員 長	<報告第 2 号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和 6 年 1 2 月 2 日付け旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につ

教 育 長 学 校 教 育 部 主 幹	いて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> 令和6年10月30日から同年12月2日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
教 育 長 学 校 教 育 部 主 幹	次に、報告事項（2）「令和6年度のいじめの認知件数等について」、報告願います。 令和6年11月末現在、本市のいじめの認知件数は、小学校4,889件、中学校788件、合わせて5,677件であり、前年同月末比（4,362件）の約1.3倍となっております。 また、いじめの解消件数につきましては、認知から3か月以上経過したいじめ事案3,137件のうち、2,979件であり、解消率については、95%、前年同月末比9%増となっております。いじめの解消に当たっては、「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない」ことについて、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認し、学校において判断することとしております。 解消率が前年度から大きく増加している要因につきましては、各学校において、いじめを積極的に認知した上で、組織的な対応により重大化・長期化の防止に向けた取組が徹底されていることの現れと考えております。 今後も、いじめ見逃しゼロに向けた法に基づく積極的かつ幅広い認知や、早期解消に向けた支援等の取組を推進してまいります。 また、本件につきましては、これまでと同様に、市のホームページに掲載し、学校・教育委員会・いじめ防止対策推進部が一体となったいじめの防止等のための対策を推進していることについて、広く市民に周知してまいります。
教 育 長 坂 田 委 員 学 校 教 育 部 主 幹	本案について、御意見、御質問等がありますか。 いじめの内容についての分析はされているのでしょうか。 分析をしており、1番多い内容は、国や道と同じく、悪口、無視、からかいであります。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（2）「令和6年度のいじめの認知件数等について」は報告を受けたこととします。
教 育 長 学 校 保 健 課 長	次に、報告事項（3）「旭川市学校給食費の改定について」、報告願います。 本件は、11月定例教育委員会会議において検討状況を御報告申し上げたところですが、その後、旭川市学校給食物資共同購入委員会と東旭川学校給食運営委員会がそれぞれ臨時総会を開催し、学校給食費を改定することが議決され、去る12月9日付けで教育長宛てに令和7年度旭川市学校給食費額を改定する旨の報告を受けました。

教 育 長 各 委 員 教 育 長	改定額は、積算上の端数を調整したため、小・中学校とも先月お示しした ものより年額で数百円程度減額されております。 小学校は年額を現行の５８，２００円から６６，０００円とし、７，８０ ０円の増、月額６５０円、１食単価では４０円の増としています。 中学校は年額を現行の６８，４００円から７７，４００円とし、９，００ ０円の増、月額７５０円、１食単価では４７円の増としています。 なお、中学３年生は給食回数が少ないため、年額６５，１００円から７３， ８００円とし、８，７００円の増が妥当との改定案となっております。 年額の上げ幅としては、小・中学校とも１３％程度の規模となります。保 護者負担額につきましては、国の交付金を活用することによる措置とし、委 員の皆様にも本件に係る市長要望をしていただいたところですが、仮に、要 望した額が認められなかった場合は、保護者に一定の負担をお願いしなけれ ばなりません。期間を設けて段階的な引き上げとするなど、負担増の方法 について検討していきたいと考えております。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（３）「旭川市学校給食費の改定について」は、報告 を受けたこととします。
教 育 長 学校教育部主幹	次に、報告事項（４）「いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針 （案）」について、報告願います。 本件は、令和６年８月に改訂された文部科学省「いじめの重大事態の調査 に関するガイドライン」に基づき、当該調査を行った場合における結果の公 表に関する事項を定めようとするものです。 本日配付している報告事項（４）資料「いじめの重大事態に関する調査結 果の公表の指針（案）」を御覧ください。 １ページの「１ 本指針について」では、本指針を策定する目的について 記載しております。 続いて、１ページから３ページにかけて、「２ 公表の在り方について」 では、公表の意義及び影響、個人情報保護やプライバシーの観点から、考慮 すべき事項について記載しております。 ３ページの「３ 本市教育委員会の基本的な方針」では、児童生徒の個人 情報保護やプライバシーの観点から、対象児童生徒及びその保護者の意向 等を踏まえ、公表を行うべきでない判断した部分を除いた部分を適切に 整理の上、弁護士等の第三者による精査を経て、調査結果を公表すること について記載しております。また、いじめを受けたとされる児童生徒又はその 保護者のどちらか一方でも公表を望まない場合には、調査結果の公表を行 わないことなど、公表しない場合について記載しております。 ４ページの「４ 調査結果の公表について」では、調査報告書の概要版を 作成し、公表資料とすること、関係者に対する確認の具体的な手順のほか、 市のホームページへの掲載により公表することや公表期間は６か月を基本 とすることなどについて記載しております。 ５ページには、調査報告書の概要版の例を記載しております。本指針（案） の内容の説明については、以上となります。

教 各 教	育 委 育	長 員 長	今後につきましては、旭川市いじめ防止等対策委員会からの意見等を踏まえて内容を整理し、策定してまいりたいと考えております。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（４）「いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針（案）について」は、報告を受けたこととします。 《 そ の 他 》
教 各 教	育 委 育	長 員 長	本日の審議事項等は以上ですが、他に何かありますか。 ありません。 それでは、以上で令和６年１２月定例教育委員会会議を終了いたします。 《 閉 会 》